

青森県報

第二千五百一十号

平成十七年
八月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

公 告

開発行為に関する工事の完了……………

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………

告 示

青森県告示第六百九十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二
財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 開催日時及び場所

1 研修

日 時	場 所
平成十七年八月二十八日(日) 午後一時から午後五時まで	五所川原市一ツ谷五〇三の五 五所川原地域職業訓練センター
平成十七年九月十一日(日) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広町四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成十七年十月二日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

2 講習

日 時	場 所
平成十七年八月二十八日(日) 午後一時から午後五時まで	五所川原市一ツ谷五〇三の五 五所川原地域職業訓練センター
平成十七年九月十一日(日) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広町四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成十七年十月二日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の二
財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

- 1 研修受講料 五千円
- 2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第六百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市新湊一丁目三三の二	八戸第一区域	総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業
八戸市江陽四丁目四の一四		小型定置漁業
上北郡百石町一川目三丁目七三の七六	百石町区域	
上北郡百石町二川目三丁目六〇の三		
上北郡東北町字横志多二五	小川原湖区域	総トン数十トン未満の漁船により行う船びき網漁業
上北郡東北町字田ノ沢一八		
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六	猿ヶ森区域	底建網漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻道三三の二一		

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
○上北郡百石町二川目四丁目七三の三〇	上北郡百石町二川目三丁目七三の三三
	種 市 秀 利

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年八月二十四日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	成田佐太郎	つがる市富港町敷分一五	平成 一七・六・三 就任
"	二川原 貢	牛瀧町瀧上七六	"
"	安田 光彦	木造平滝宝滝七六の一	"
"	小山内克也	牛瀧町塚野沢一〇三	"
"	工藤 勝敏	牛瀧町村上六七	"
"	秋田谷幸央	車力町若林二八の二	"
"	野呂 勝男	木造濁川浅井一二の一	"
"	松橋 勝利	富港町里見三六	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭